

栃木県における伝染性紅斑の発生動向について

栃木県保健福祉部感染症対策課

令和6(2024)年12月12日

●県内における定点当たり報告数

	令和 6 (2024) 年								
	第 41 週 10/7- 10/13	第 42 週 10/14- 10/20	第 43 週 10/21- 10/27	第 44 週 10/28- 11/3	第 45 週 11/4- 11/10	第 46 週 11/11- 11/17	第 47 週 11/18- 11/24	第 48 週 11/25- 12/1	第 49 週 12/2- 12/8
	[9 週前]	[8 週前]	[7 週前]	[6 週前]	[5 週前]	[4 週前]	[3 週前]	[2 週前]	[前週分]
	県内報告数	16	21	11	13	20	30	27	63
定点当たり	0.33	0.44	0.23	0.27	0.42	0.63	0.56	1.31	1.56

※上記の「県内報告数」は、県内で指定された小児科定点（48 医療機関）からの 1 週間当たりの患者報告数（人）を意味し、「定点当たり」は、1 週間に 1 定点医療機関からどのくらいの報告数（平均：人）があったかを表す数値です。

●第 49 週分の保健所管内別内訳

保 健 所	<u>宇都宮</u>	県西	県東	県南	<u>県北</u>	安足	合計
報 告 数	25	4	0	13	20	13	75
定点当たり	<u>2.27</u>	0.80	0.00	1.18	<u>2.00</u>	1.86	1.56

●保健所管内別報告数の推移（令和6（2024）年第46週から第49週まで）

	第 46 週		第 47 週		第 48 週		第 49 週	
	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり
<u>宇都宮市</u>	16	1.45	15	1.36	33	<u>3.00</u>	25	<u>2.27</u>
県 西	1	0.20	0	0.00	3	0.60	4	0.80
県 東	1	0.25	0	0.00	1	0.25	0	0.00
県 南	4	0.36	4	0.36	3	0.27	13	1.18
<u>県 北</u>	1	0.10	4	0.40	10	1.00	20	<u>2.00</u>
安 足	7	1.00	4	0.57	13	1.86	13	1.86

※伝染性紅斑の警報レベルについて

伝染性紅斑の警報レベルは、県内各保健所定点当たり2人以上の場合に該当し、終息基準値1人を下回るまで継続します。なお、注意報レベルの基準値は設定されていません。

下線 _____：警報レベルを超えた地区及び定点当たり報告数 [定点当たり 2 以上]
(終息基準値 1 を下回るまで継続される)

(国立感染症研究所の感染症発生動向警報システムによる)

各保健所管内小児科定点数及び担当区域（令和6年度）

県西健康福祉センター 5：鹿沼市、日光市

4：真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町

県南健康福祉センター 11：小山市、上三川町、下野市、野木町、栃木市、壬生町

10：大田原市、那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町、
那須烏山市、那珂川町

安足健康福祉センター 7：足利市、佐野市

宇都宮市保健所 11:宇都宮市

[合計 48]

(四) 1980 年 1 月 1 日以前